

品確法と建設業法・入契法等の一体的改正について

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

＜目的＞ 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等



基本理念を実現するため

■発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正



品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定

＜建設業法等の一部を改正する法律＞

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

＜目的＞ 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために
講すべき基本的・具体的な措置を規定

■ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

＜目的＞ 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

＜背景＞

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

＜目的＞インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

➤H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
➤H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
➤H26.6.4
公布・施行

☆ 改正のポイントI:目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

- ・現在及び将来の公共工事の品質確保
- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加

- ・施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- ・適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ・災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- ・ダンピング受注の防止
- ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保等

☆ 改正のポイントII:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施 2

○担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、

市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した
予定価格の適正な設定

○不調、不落の場合等における見積り徴収

○低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

○計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進 等

効果

- ・最新単価や実態を反映した予定価格
- ・歩切りの根絶
- ・ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントIII:多様な入札契約制度の導入・活用

○技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

○段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減

○地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) →地元に明るい中小業者等による安定受注

○若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

○国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力

○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

●建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）

・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

背景

○近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、
ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。

→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等
が懸念

○維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。

→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加 【入契法】

➤ 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような
事態を排除

②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを
適切に確認 【入契法】

➤ 談合の防止

③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による
支援の責務を明記 【建設業法】

➤ 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止

➤ 業界による自主的な取組を促進することにより、建設
工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設
【建設業法】

➤ 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保する
ため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置

⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大
(下請金額による下限を撤廃) 【入契法】

➤ 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底
することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止

⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備^(※)するとともに、受注者が暴力
団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け
【建設業法】 【入契法】

➤ 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備 【浄化槽法】 【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、 現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯

- 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/4 公布

施行日

- 公布の日(H26.6.4)に施行 (③)
- 公布の日から1年内に施行 (①②⑤⑥⑦)
- 公布の日から2年内に施行 (④)

入札金額の内訳書の提出について



これまで、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていなかった。
(=総額での入札が原則。)

入札金額の内訳提出の効果

- 見積能力の無い**不良・不適格業者**の参入排除
- 積算もせずに**ダンピング受注**を行おうとする業者の排除
- **談合**等の不正行為の排除

入札金額の内訳提出の現状

- 平成24年9月現在、**約4分の3**の発注者は何らかの内訳の提出を求めている。
- ※ 国：14/19、特殊法人等：123/126、都道府県：47/47、
指定都市：20/20、市区町村：1249/1721
- ※ 大規模な工事等、一部の工事にのみ求めている場合も多い。

出典：「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」国土交通省・総務省・財務省

○入札金額の内訳書のイメージ

(地方公共団体発注の少額工事における簡易な様式の例)

工事費内訳書	
工事名	道路改築工事
工事場所	○○市○○町
工種等	見積金額（円）
土工	
法面工	
擁壁工	
雑工	
直接工事費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費	
工事価格	

改正法における措置（公布から1年内に施行）

- 見積能力のない業者が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、**入札の際に、建設業者が入札金額の内訳書を提出することを、法律上求める。**

公共工事における施工体制台帳の作成・提出について



これまで、施工体制を把握するための施工体制台帳は、小規模工事については作成が義務付けられていなかった。

公共工事における施工体制台帳制度について（改正前）

- ①作成した施工体制台帳の写しの発注者への提出を義務付け
(民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。)
- ②施工体制台帳の作成義務は、下請金額が一定以上の工事のみ
【現行】特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円以上
以上の工事（建築一式工事の場合は4,500万円以上）

小規模な維持・修繕工事の増加

○公共工事に占める維持・修繕工事の割合（金額ベース）

H14年度：**18%**→H23年度：**28%**

出典：「建設工事施工統計調査」国土交通省

○公共工事一件当たりの請負代金額（H20～H24平均）

新設等：7,110万円 維持・補修：**2,850万円**

出典：「建設工事受注動態統計調査」国土交通省

改正法における措置（公布から1年内に施行）

- 近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出することを求める。
(=上記①については変更なし。②について下請金額による下限を撤廃。)

○施工体制台帳の主な記載事項

■元請企業に関する以下の事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・監理技術者の氏名及び資格等

■下請企業に関する以下の事項

- ・商号又は名称及び住所
- ・許可を受けた建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・主任技術者の氏名及び資格等

<添付書類>

- ・公共工事の場合、契約金額を含む下請契約の契約書の写し等

建設業からの暴力団排除の徹底について



これまでも、許可や許可の更新の段階においては、役員に暴力団員がいる場合等には許可をしないなどの対応をとっているところ。

現行法における課題

- 許可の欠格要件や取消事由に明確には位置づけられていない。
→許可後に暴力団員が役員に入った場合などには、取消ができない。
- 元暴力団員が排除の対象となっていない。
→偽装離脱した暴力団員を排除できない。
- 欠格要件等の対象となる「役員」が取締役等に限られている。
→相談役や顧問に暴力団員がいても不許可や取消ができない。

【参考】「世界一安全な日本」創造戦略 (平成25年12月10日閣議決定)

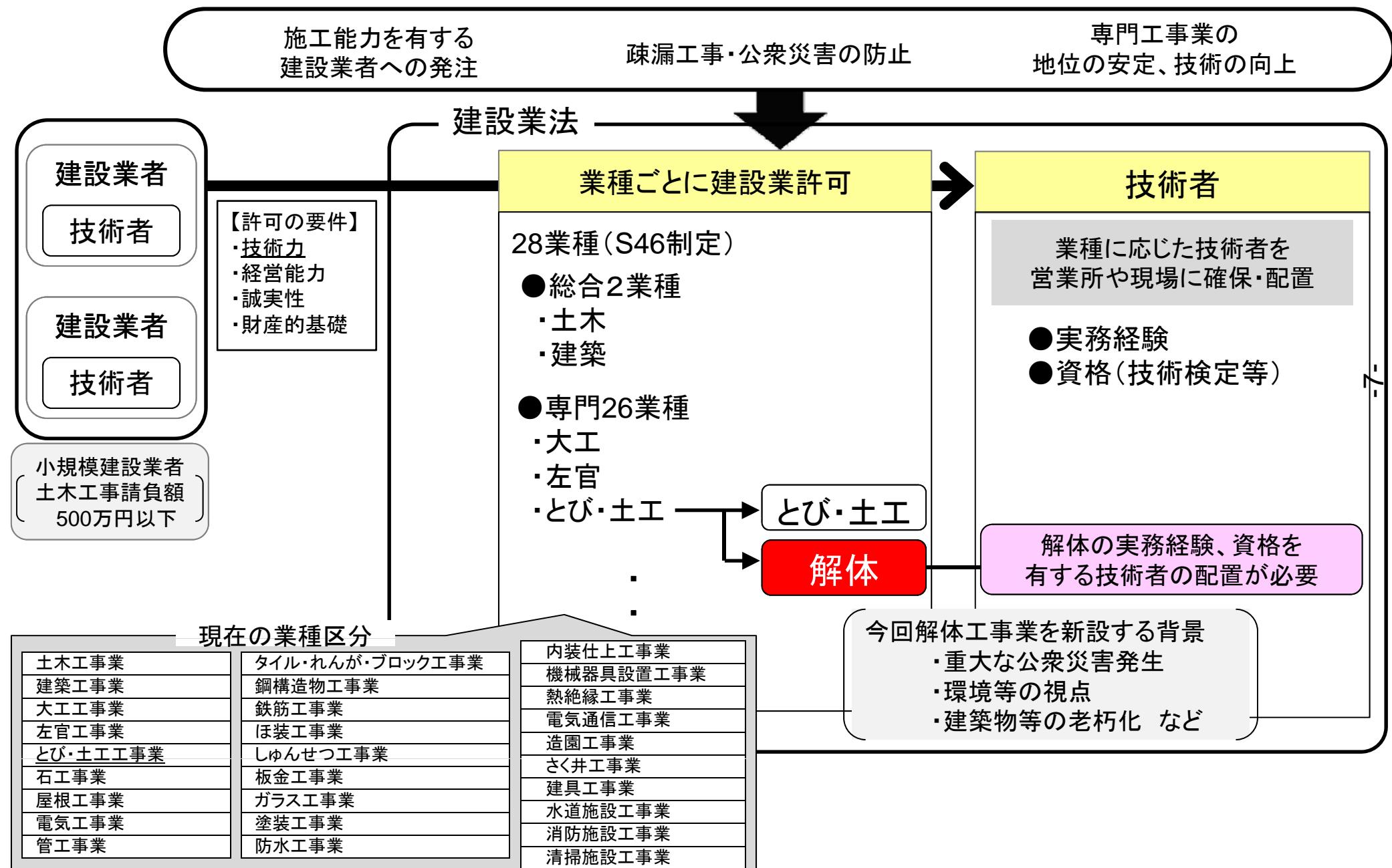
- III 4 (1) 暴力団対策等の推進・強化
- ④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底
暴力団が介入し、資金獲得を図っている業の許認可要件に暴力団排除条項を導入するほか、東日本大震災からの復旧・復興事業、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた施設整備事業等を含めた、国及び地方公共団体のあらゆる公共事業等の入札・契約から、暴力団の排除を徹底する。

改正法における措置（公布から1年内に施行）

- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に、以下を追加。
 - ① 暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件や許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含める。
- 公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、発注者から、当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を義務付ける。

※詳細は、警察等の関係機関との調整の上、省令又は通知にて明確化の予定

業種区分の新設について



解体工事業の新設に伴う経過措置等について

○施行日（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）
公布日から**2年**以内で政令で定める日（平成28年度メドに開始）

○経過措置

①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んで
いる建設業者は、引き続き**3年間**（**公布日から計5年間**程度）は解
体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。

（当該建設業者は、この経過措置期間中（公布日から5年間程度）とび・土工・
コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能。）

②施行日前のとび・土工工事業に係る経営業務管理責任者としての経
験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなす。

※技術者資格（実務経験の取扱いを含む。）については、今後検討。